附則第四十一条第一項中「地方法人税法第十六条第一項の」を「地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項の」に改める。

**第四十九条**　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令第三十八条の四第四十四項の表の改正規定及び同令第三十九条の九十七第十九項の表の改正規定中「「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

附則第一条第七号を次のように改める。

七　削除

附則第八条第四項中「新令の規定の」を「租税特別措置法施行令の規定の」に、「新令の規定中」を「同令の規定中」に改め、同項の表第二十五条の六第一項第二号の項及び第二十五条の六第二項第二号の項を削る。

附則第十八条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第二十二条を次のように改める。

**第二十二条**　削除

附則第二十三条第四項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令第三十九条の二十八」に、「掲げる新令」を「掲げる同条」に改め、同項の表第三十九条の九第一項第二号の項及び第三十九条の九第二項第二号の項を削り、同表第三十九条の二十八第二項第二号の項中「第三十九条の二十八第二項第二号」を「第二項第二号」に、「又は旧効力措置法」を「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「旧効力措置法」という。）」に改め、同表第三十九条の二十八第二項第三号の項中「第三十九条の二十八第二項第三号」を「第二項第三号」に改め、同条第十項の表第百二十三条の八第九項第四号の項中「第十一項又は」を「）又は」に、「第十一項若しくは」を「）若しくは」に改める。

附則第二十五条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第二十八条を次のように改める。

**第二十八条**　削除

附則第二十九条第三項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四」に、「掲げる新令」を「掲げる同条」に改め、同項の表第三十九条の百八第一項第二号の項及び第三十九条の百八第二項第二号の項を削り、同表第三十九条の百二十四第二項第二号の項中「第三十九条の百二十四第二項第二号」を「第二項第二号」に、「又は旧効力措置法」を「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「旧効力措置法」という。）」に改め、同表第三十九条の百二十四第二項第三号の項中「第三十九条の百二十四第二項第三号」を「第二項第三号」に改め、同条第九項の表第百五十五条の五第二号の項中「第十二項又は」を「）又は」に、「第十二項若しくは」を「）若しくは」に、「益金算入」を「特例」に改め、同表第百五十五条の五第三号の項中「又は第六十八条の七十八」を「又は第六十八条の八十五」に、「若しくは第六十八条の八十五」を「若しくは第六十八条の八十五」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

**第五十条**　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三十五の四第三項第一号の改正規定を次のように改める。

第三十九条の三十五の四第三項中「規定は」の下に「、第二十七条の四第十三項」を加える。

第三十九条の四十八第六項第一号イ及びロの改正規定中「第三十九条の四十八第三項第一号イ」を「第三十九条の四十八第六項第一号イ」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

**第五十一条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第二号中「第四十条の七第五十六項」を「第四十条の七第五十五項」に、「第二十項第二号及び第五十項、第四十条の七の四第十七項第四号」を「第十九項第二号及び第四十九項、第四十条の七の六第十七項第四号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

税理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百四十六号**

税理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「三千五百円」を「四千円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

**附　則**

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百四十七号**

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第九条の五」を「第九条の六の四」に改め、同条第二号中「第六十八条の三の四」の下に「、第六十八条の四」を加え、「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に、「及び第六十八条の百九の二」を「、第六十八条の百九の二及び第六十八条の百十二」に改め、同条第三号中「及び」を「、第七十条の七の七、第七十条の七の十一及び」に改める。